

江別市消費者被害防止 ネットワークニュース No.6

【事務局】 江別市消費生活センター

〒067-8674 江別市高砂町6番地 江別市経済部商工労働課内

電話 011-381-1026

平成29年度 江別市消費生活講座が開催されました

2月20日（火）『最近の消費者被害から』～悪質商法の被害にあわないために～をテーマに野幌公民館で、江別市消費生活講座が開催されました。

（一社）北海道消費者協会 相談支援グループ主任消費生活相談員 坂井千映さんと江別警察署生活安全課警部補 明比仁美さんからお話をありました。

坂井相談員は、最近の消費生活相談事例と被害の未然防止や被害回復、見守りのためのポイントをお話くださいました。

◎消防署をかたる消火器の訪問販売

自宅に、消防署に委託され「消火器の期限が切れていないか、確認しに来た」と訪問があり、妻が自宅に置いてあった消火器を見せようとしていたが、あやしいと思い帰ってもらった。消防署に確認したところ、委託していないというので情報提供する。町内会にも連絡して回覧板で注意喚起をしてもらった。（80代 男性）

《一言アドバイス》

一般的の住宅では消火器の設置義務はなく、消防署が民間業者に委託し訪問販売を行うことは考えられません。

◎点検に来た業者との灯油タンク洗浄契約

「灯油タンクの点検に来た。今すぐに洗浄と部品交換をしないと、水が全体に回って大変なことになる」と言われ、すぐに作業してもらうことにした。代金2万円は、後日集金に来ることになっている。いつも頼んでいる灯油配達業者に問い合わせると、費用は部品交換しても6千円程度と言われた。また、タンクに貼ってあるシールを見ると、昨年作業したばかりとわかった。不要な作業だったのであれば解約したい。（60代 女性）

《一言アドバイス》

特定商取引法では、訪問販売の場合は法律で決められた内容が記載された契約書面を受取ってから8日間はクーリング・オフにより無条件で解約できます。

こんな被害にあわないために！

- ・北海道消費生活条例では、「訪問販売お断りステッカー」などを貼っている家を訪問し勧誘してはならないと定められているので、まずはステッカーを貼りましょう。
- ・必要なければきっぱり断りましょう。断り切れず契約したらすぐに誰かに相談しましょう。

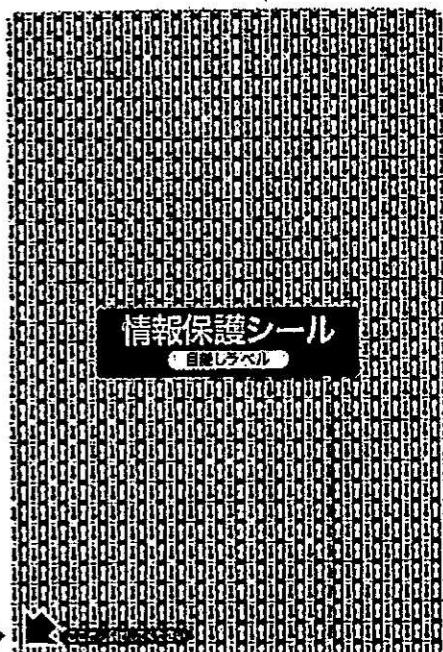
**「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」等と書かれたハガキが届いても
記載の業者に連絡しないで下さい！！**

江別警察署生活安全課 明比警部補からは、特殊詐欺被害が増加しています。との注意喚起がありました。

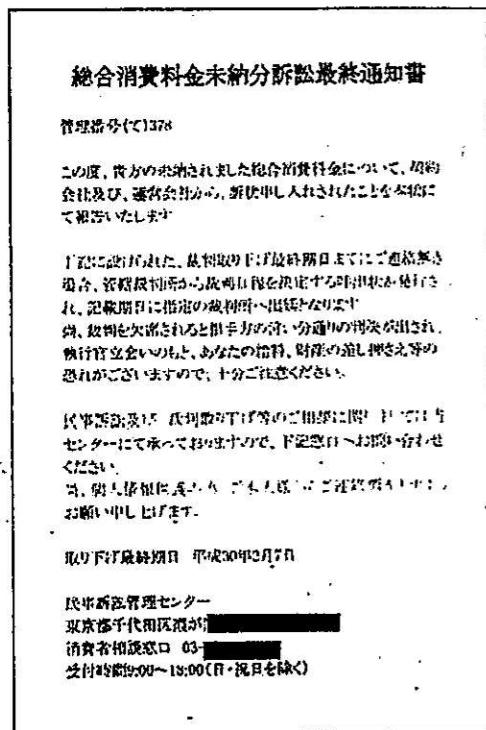
保護シールがついている詐欺のハガキ！

実際に来ているハガキ

このシールをばがすと…



→ 例の詐欺ハガキが…



保護シールが貼られていても詐欺です！ 絶対に連絡してはいけません！

こんな被害にあわないために！

- ・サイトやハガキの発信元に電話やメールで連絡しない。絶対に個人情報は伝えない。
- ・知らないところからのメールは開かずに、すぐに誰かに相談する。
- ・相手の話をうのみにしない。
- ・指示されても従わない。
- ・日頃から安易にサイトのURLにアクセスしたり、むやみに同意のボタンを押したりしない。

江別警察署 011-382-0110